

御殿場市部活動地域展開推進計画

令和8年3月

御殿場市教育委員会

はじめに

長年にわたって日本独自の教育システムとして発展してきた学校部活動（以下「部活動」という。）は、学校教育の一環として、生徒は比較的少ない費用負担で継続的・安定的な活動を実施してきました。部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて責任感や連帯感を養い、自主性の育成に寄与するものとして大きな教育的意義を有しています。しかし、少子化が進展する中、これまでと同じ運営体制では活動の維持が難しく、また、教師の献身的な指導に起因する長時間労働は、学校の働き方改革の議論を生んでいます。

このことから、スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいて、公立中学校の部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があること、そして、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備については、まず、休日における地域の環境の整備を着実に進めること、また、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられると示されました。

本市でも、全国と同様に少子化の影響により、学校部活動の部員数が減少傾向にあります。こうした状況を踏まえ、令和6年度に学校関係者、保護者の代表者、スポーツ・文化芸術団体の代表者で構成する「御殿場市部活動地域移行懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、地域移行・地域展開を進めて行くにあたっての運営体制や活動内容等の検討を進めています。

この『御殿場市部活動地域展開推進計画』は、国のガイドライン等をもとに懇話会・校長会での検討を重ね、本市の実情に応じた、地域展開の具体的な方針をまとめたものです。

目次

第1章 御殿場市の現状

- 1 少子化の進展と学校部活動の課題
- 2 教師の働き方の課題
- 3 地域展開の必要性

第2章 推進計画の基本的な考え方

- 1 基本目標
- 2 基本方針

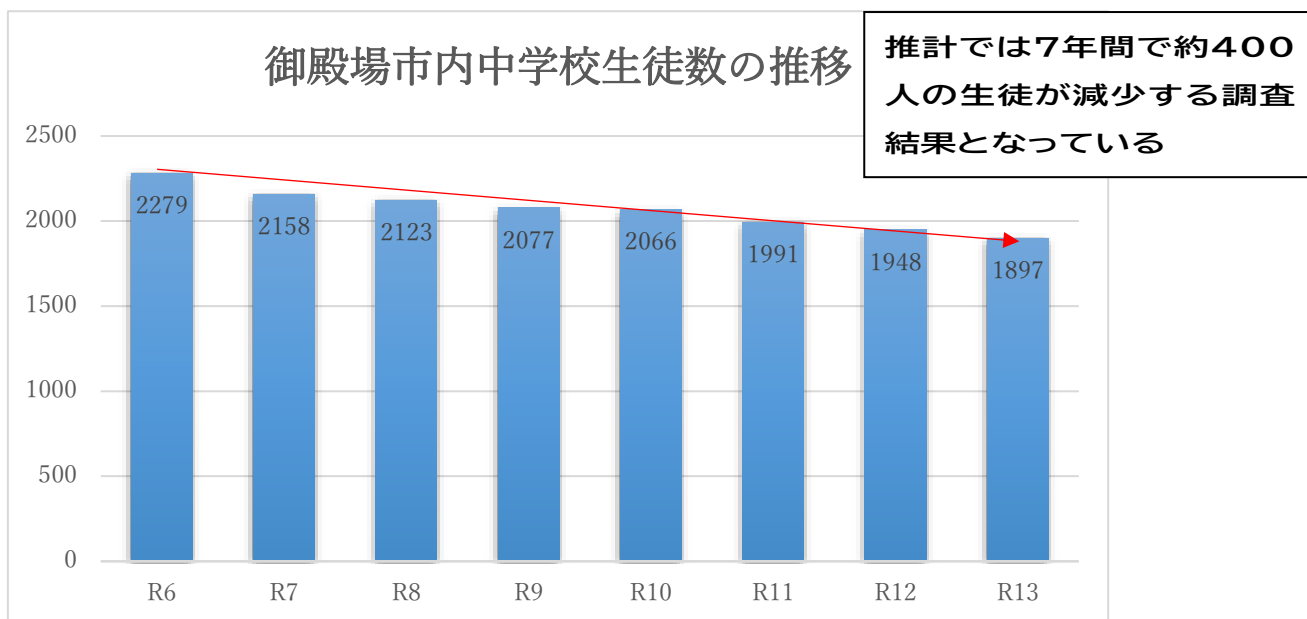
第3章 地域クラブの活動方針

- 1 地域クラブの体制・運営団体・実施主体
- 2 指導者
- 3 活動内容、大会・コンクール等への参加・運営
- 4 活動場所
- 5 費用負担・保険
- 6 推進計画の見直し・展開スケジュール

第1章 御殿場市の現状

1 少子化の進展と学校部活動の課題

市内には中学校が6校あり、令和7年度は2,158名の生徒が在籍していますが、少子化の進展により、全国的な傾向と同様、本市においても生徒数は減少傾向にあります。



※令和8年度以降は令和7年度の在校生数をもとに算出

生徒数の減少により、現状の学校部活動数を維持することが年々困難となってきており、部員数の減少に伴う廃部や休部となる部活動が出始め、生徒の選択肢が狭まってきています。このようなことから、「専門的な指導が受けられない。」「自分のやりたい種目がない。」など、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ状況ではなくなりつつあります。

特に、野球・ソフトボール・バスケットボール・サッカーなどの団体競技の部活動においては、1つの学校でチームを組むことができず、複数校による合同チームで大会に参加する学校も増加傾向にあります。

今後も更なる少子化の進展が予想される中、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことは困難です。この課題に対して、地域や学校と協力しながら、子供たちが継続して活動できる、持続可能な体制づくりを進めていく必要があります。

令和7年度御殿場市内中学校部活動設置状況

	御殿場中	富士岡中	原里中	西中	高根中	南中
運動部	軟式野球	軟式野球		軟式野球		
	サッカー	サッカー	サッカー	サッカー	サッカー	サッカー
	陸上競技	陸上競技	陸上競技			陸上競技
	男子テニス	男子テニス	男子テニス	男子テニス		男子テニス
	女子テニス	女子テニス	女子テニス	女子テニス	女子テニス	女子テニス
	男子バスケ	男子バスケ	男子バスケ	男子バスケ	男子バスケ	男子バスケ
	女子バスケ	女子バスケ	女子バスケ	女子バスケ		女子バスケ
	男子バレー	男子バレー	男子バレー			男子バレー
	女子バレー	女子バレー	女子バレー	女子バレー	女子バレー	女子バレー
	男子卓球	男子卓球	男子卓球	男子卓球		男子卓球
	女子卓球	女子卓球	女子卓球	女子卓球		女子卓球
	剣道	剣道		剣道		
	柔道					
	女子ソフトボール					
計	13	13	10	10	4	10
文化部	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽
	美術(絵画)	美術(絵画)	美術(絵画)	美術(絵画)		美術(絵画)
	演劇	演劇				
	日本文化・総合文化		日本文化・総合文化			
		刈エイベイ冒険				
計	4	4	3	2	1	2
合計	17	17	13	12	5	12

※一人でも入部している生徒がいる場合は表に計上。

2 教師の働き方の課題

少子化が進展している一方で、教員の多忙化や長時間労働が社会問題となっており、働き方改革が求められています。

令和2年9月に文部科学省が示した『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』のなかで、学校部活動は生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有してきた一方、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教員にとっては負担になっていることが指摘されています。

「令和4年度御殿場市部活動アンケート」において、「あなたは現在担当している部活動に負担を感じていますか。」の問いに、中学校教員の62.2%が「かなり感じる、感じる」と回答しています。

さらに、本市が実施した「令和6年度御殿場市教職員時間外在校時間及び人数状況調査結果」においては、中学校教職員の時間外在校時間で月45時間以上の割合が約42%（うち80時間以上が約8%）となっています。このことから、本市の部活動指導が、中学校の時間外在校時間に影響を及ぼしていることが考えられます。

3 地域展開の必要性

前述のような課題を解決するため、学校と地域が協力することが大切です。これまで中学校単位で行われていた部活動を、地域単位で行うことにより、子供たちが継続して部活動を行うことができます。また、学校部活動を教員だけでなく、地域の方が指導できるようになることで、長時間労働の解消につながります。

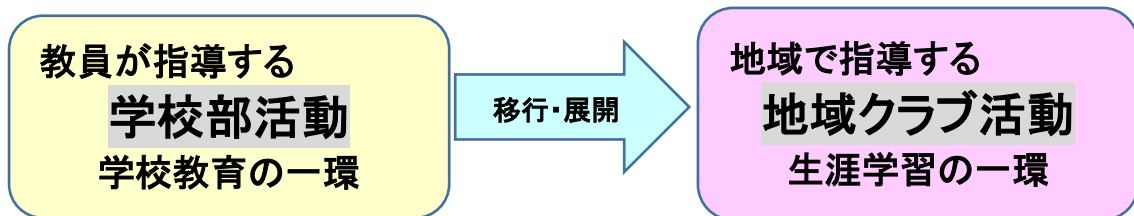
このような体制を整備するために、段階的に「部活動の地域移行・地域展開」を行い、地域で子供たちを育てる仕組みづくりを行っていく必要があります。

第2章 推進計画の基本的な考え方

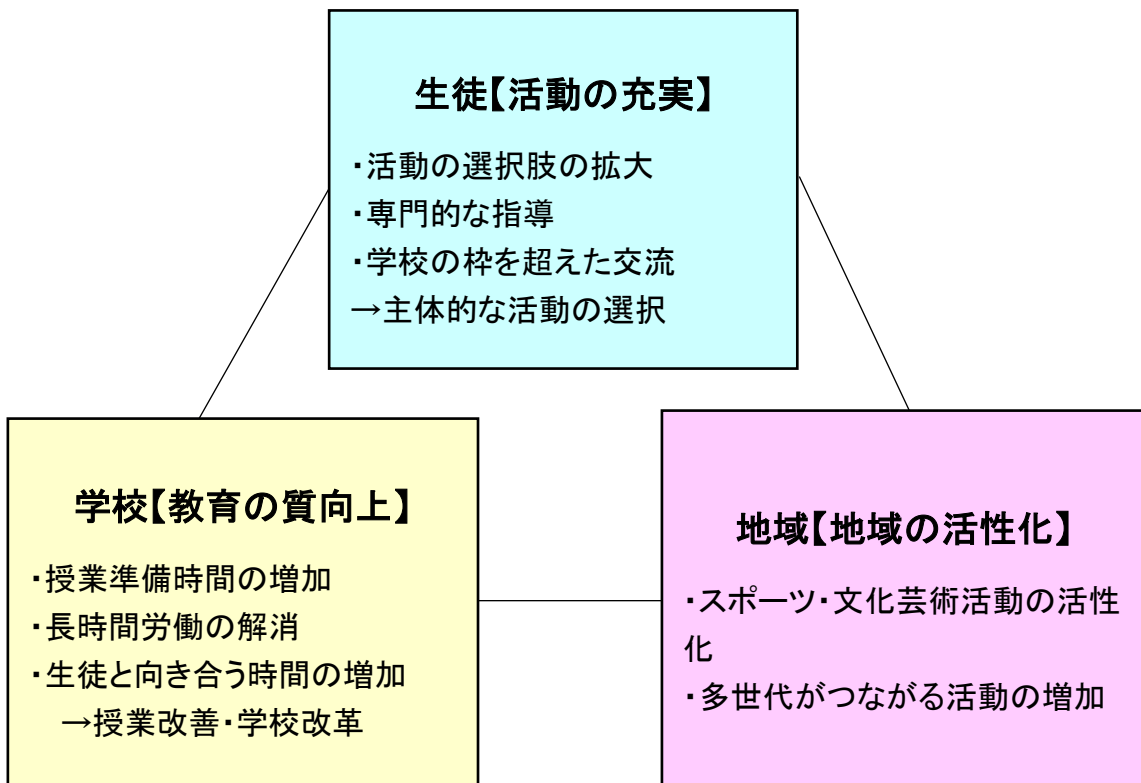
1 基本目標

本市の現状と、国のガイドラインや県の方針を踏まえ、休日の部活動から移行・展開を進め、学校や地域の実情に応じた段階的な移行を目指します。なお、移行・展開にあたっては、部活動の担ってきた教育的意義や役割の継承・発展が求められていることから、学校と地域が連携しながら、持続可能な体制の整備を図ります。

本市の地域クラブ活動とは、学校と地域が連携して、生徒の充実したスポーツ・文化芸術活動を行う場です。



<期待される効果>



2 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により地域移行・展開を推進します。

方針Ⅰ：継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- ・生徒による多様なスポーツ・文化芸術活動の主体的な選択
- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動の推進
- ・世代を超えた交流によるスポーツ・文化芸術活動の活性化

方針Ⅱ：適正な運営や持続可能な運営体制の構築

- ・指導者研修などの実施による適切な指導者の質の確保
- ・指導者を持続的に確保できる体制づくり
- ・受益者負担を原則とした自立的な活動体制の整備
- ・公共施設利用料の減免など、活動しやすい環境の整備

方針Ⅲ：様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

- ・民間事業者・企業等の参入を視野に入れた多様な活動の展開
- ・既存の運動クラブや文化芸術団体等との連携
- ・教師等の兼職兼業による地域クラブ活動への支援

方針Ⅳ：平日も含めた地域移行・地域展開の早期実現

- ・休日だけでなく平日の移行時期の検討
- ・移行方法等の検証と本市の実情に応じた移行
- ・近隣市町との連携及び広域的な視点での移行

「地域クラブ活動」とは、
部活動の地域展開により創設・認定されたクラブの総称
学校と地域が連携して、生徒の充実したスポーツ・文化芸術活動を行う場

- ・「認定地域クラブ」…市が学校部活動を継承・発展させた生徒の
スポーツ・文化芸術活動として認定した活動
- ・「民間クラブ」…既存の民間スポーツクラブ等
- ・「〇〇教室」…既存の文化芸術団体（市民団体）等

第3章 地域クラブ活動の活動方針

1 地域クラブ活動の体制・運営団体・実施主体

(1) 対象者

全ての市内在住の中学生を対象とし、通学する中学校に関わらず、自分の興味関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます。複数の地域クラブ活動に参加することも可能であり、部活動と地域クラブ活動の2つが存在する移行・展開期間においては、両方に参加することもできます。地域クラブ活動への参加は生徒の自由意思によるものであり、任意のものです。

(2) 運営主体

本市における運営主体は、学校部活動と地域の指導者や団体とをつなぎ、総括する役割を担います。当面は御殿場市教育委員会が運営主体となり、将来的には地域の団体等に委託することを検討しています。

<運営主体が担う主な内容>

- ・関係者との連絡調整・指導助言
- ・スケジュールや活動場所の調整
- ・指導者研修会の計画・実施
- ・指導者の確保、地域クラブ活動人材・団体バンクの管理
- ・活動の周知に係る広報活動
- ・運営費等の管理

(3) 実施主体

本市における実施主体は、地域の団体や指導者であり、地域移行・地域展開の受け皿となる役割を担います。具体的には、スポーツ協会、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、クラブチームなどを想定しています。

団体の認定等については、当面は御殿場市教育委員会が行いますが、今後組織する「地域クラブ運営委員会（仮称）」が認定を進める形に移行する予定です。

<実施主体が担う主な内容>

- ・運営主体との連携
- ・技術指導、礼法指導
- ・生徒の健康管理 など

(4) 運営体制

運営主体に、「御殿場地域クラブ活動人材・団体バンク（仮称）」を設置し、活動と指導者等のマッチングを行いながら、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる体制を整備します。なお、マッチングの方法として、地域の実情に合わせて実施できるよう、以下のパターンを検討します。

＜パターンⅠ＞「新設団体参加型」＝「認定地域クラブ」

既存の部活動を継承・発展させ、新たな団体を設立する
複数の学校の生徒が合同で活動する、合同部活動の発展型

＜パターンⅡ＞「既存団体参加型」

団体が生徒を受け入れ、生徒が活動に参加する

- ①競技力向上、より高いレベルを目指したい…民間クラブチーム
- ②競技や文化などを個人で楽しみたい…〇〇教室などの市民団体

2 指導者

(1) 指導者の確保

地域クラブ活動は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施します。そのため、県や市、競技団体、文化芸術団体等と連携し、指導者の確保や養成等を進めます。

指導者の確保にあたっては、「御殿場地域クラブ活動人材・団体バンク（仮称）」への登録を周知しながら、人材の発掘や幅広い指導者の確保に努め、登録システムの構築を図っていきます。

(2) 資格取得と研修

地域クラブ活動は、所属する指導者に対し指導資格の取得を促すとともに、クラブ内において、技術指導だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を実施します。なお、御殿場市では、部活動が担っていた教育的意義についての研修など、地域クラブ指導者の資質向上に向けた支援を検討しています。

(3) 教師等の兼職兼業

地域クラブ活動での指導を希望する教師等は、教育委員会へ申請し兼職兼業が認められる場合には、報酬を受け取って指導することが可能です。

3 活動内容、大会・コンクール等への参加・運営

(1) 活動内容

地域クラブ活動では、現に部活動で実施されている種目や実施方法に限らず、多様な種目・分野の活動が実施できます。競技・大会志向で特定の種目・分野に継続的に専念するだけでなく、レクリエーション的な活動や障害の有無にかかわらずだれもが参加できるような活動などが挙げられます。また、アート活動や音楽活動など、市民・団体の特性を生かした特徴的な活動が想定されます。

また、地域クラブ活動では、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、「御殿場市立中学校 部活動ガイドライン（令和2年2月1日改正）」に準じ、活動基準を基本として実施します。なお、休日は練習試合や大会への参加が多くなるため、休養日の設定にあたっては、関係者が連携し調整を図ります。

休養日	学校の学期中	<ul style="list-style-type: none"> ・週当たり2日以上（うち平日は1日以上） ・大会等で休日全てを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。
	学校の長期休業中	<ul style="list-style-type: none"> ・土日・祝日は、原則練習は行わない。 ・夏季休業中の練習日は、10日以内とする。 ・冬季休業・学年末学年始休業は、休業日の3分の1以内とする。
活動時間	平日	<ul style="list-style-type: none"> ・2時間以内が適当。 ・平日の始業前には、原則練習は行わない。
	学校休業日（週末含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・3時間以内が適当。

(2) 大会・コンクール等への参加・運営

中学校体育連盟（以下「中体連」という。）や中学校文化連盟（以下「中文連」という。）主催の大会やコンクールへの参加は、各団体等の大会要領に沿って判断していくことになります。現在、各団体において、参加規程等の見直しを行っています。今後の動向に注視していきます。

4 活動場所

市内の学校施設をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が所有する施設などの利活用を想定しています。なお、御殿場市では、保護者の経済的負担や送迎の負担を考慮し、施設借用時の減免を検討するとともに、現在のそれぞれの活動拠点となっている学校施設での実施を基本的に進めていきます。

5 費用負担・保険

地域クラブ活動は、参加者からの会費によって自立的な運営を行い、将来にわたって持続的な活動を目指します。そのため、参加にあたり、従来の部活動に追加の費用（保険料等）が発生することが想定されます。生徒や保護者、地域住民等の負担過重とならないよう、誰もが参加しやすい体制を検討していきます。なお、生徒が経済的な理由によって活動参加をあきらめることがないよう、御殿場市では、就学援助対象世帯に必要な支援を検討します。

6 推進計画の見直し・展開スケジュール

(1) 推進計画の見直し

この計画は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインをもとに、協議会で検討を重ね、本市の現状に応じて策定したものです。今後、国や県の方針が策定された場合などは、必要に応じて見直しを行います。

(2) 展開スケジュール

令和6年度は、地域移行・展開に向けた体制整備等を検討するために、部活動懇話会を設置し、懇話会委員の皆様にも今後の方向性を御検討いただきました。令和7年度は、御殿場市教育委員会学校教育課に、部活動コーディネーターを配置するとともに、モデル事業として「剣道クラブ」をスタートし、令和8年度には条件が整った部活動からモデルケースとして移行・展開を進め、課題を検証しながら、順次移行・展開を進めていきます。移行・展開の経過措置として、学校部活動としての合同部活動の実施を必要に応じて検討していきます。また、庁内に「部活動地域展開プロジェクトチーム」を発足し、円滑な移行・展開に向けての組織作りを進めます。